

# 北空知衛生センター設置管理条例

昭和42年12月1日  
組合条例第6号

## (目的)

第1条 この条例は、北空知衛生センター（以下「衛生センター」という。）の設置及び管理に関し、別に定めるものを除くほか、必要な事項を定めることを目的とする。

## (衛生センターの設置及び位置)

第2条 組合は、次の位置に衛生センターを設置する。

深川市一已町字一已1863番地

## (衛生センターの管理)

第3条 衛生センターは、法令及び条例などの定めるところにより衛生的かつ安全にこれを管理しなければならない。

## (委任)

第4条 この条例の施行について、必要な事項は組合長が別に定めるものとする。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。